

執筆者:

E-mail [✉](#) 張 翠萍E-mail [✉](#) 志賀 正帥E-mail [✉](#) 盧 月亭E-mail [✉](#) 郭 望E-mail [✉](#) 林 婧E-mail [✉](#) 李 源

## 1. 反スパイ法<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会、2023年4月26日公布、2023年7月1日施行、法律

現行反スパイ法(2014年制定。以下「現行法」という。)は、全国人民代表大会常務委員会の審議を経て、2023年4月26日に改正された(同年7月1日施行。以下「本法」という。)

### (1) スパイ行為の定義の整理、拡大

本法においては、現行法を踏まえ、「スパイ行為」の定義について次のとおり改められた。

- ① 「スパイ組織及びそのエージェント<sup>2</sup>に身を寄せる」行為、「国の職員を脅迫し裏切らせる」行為がスパイ行為として新たに規定された。また、「スパイ組織及びそのエージェントが実施する、若しくは他人に指図し、資金援助して実施させる、又は中国国内外の機関、組織、個人がそれと結託して実施する、国家機関、機密に関わるエンティティ又は重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、ハッキング、妨害、制御、破壊等の活動」が、新たなスパイ行為として追加された。
- ② スパイ行為としての情報の窃取などにおいては、窃取などの対象は現行法では「国の秘密、情報」だったが、「国の安全及び利益に関係するその他の文書、データ、資料、物品」も追加された。
- ③ スパイ組織及びそのエージェントが中国国内で行う、又は中国国民などを利用して行う第三国に対するスパイ活動も、中国の国の安全に危害を及ぼすものであれば本法が適用されることが明記された。

### (2) その他

本法のその他の改正点は多岐にわたるが、そのうちのいくつかを以下のとおり紹介する。

- ① 「安全防止」の章が設けられ、国家機関、社会組織等の反スパイ安全防止の責任が定められた。
- ② 「調査処分」の章が設けられ、スパイ行為に対する調査・処分を進めるうえでの当局の職責・権限が定められた。例えば、データの調査・収集、本法に違反した者に対する召喚、スパイ行為の疑いがある者に対する関連財産情報の調査等の権限が新たに追加された。
- ③ 中国国外の者<sup>3</sup>が本法に違反した場合には、その者に対し期間を定めて出国させ、かつ、入国を許可しない期間を決定することができることとされている。
- ④ 他人のスパイ行為を幫助した場合、すなわち、他人のスパイ行為を明らかに知りながら、その者に対し情報、資金、物資、労務、技術、場所等のサポート、協力を提供し、又は隠匿し、庇ったときも法的責任を負うことが明確にされた。

<sup>1</sup> 中国語: 反间谍法

<sup>2</sup> 「反スパイ法実施細則」(中国語: 反间谍法实施细则、2017年11月22日公布、施行)4条によれば、「スパイ組織のエージェント」とは、スパイ組織又はその構成員の指図、委託、資金援助を受け、中国の国家安全に危害を及ぼす活動を行い、又は他人を唆し、若しくは指図して行わせる者をいう。「スパイ組織」及び「スパイ組織のエージェント」は、国家安全機関が特定する。

<sup>3</sup> 「反スパイ法実施細則」3条によれば、「中国国外の個人」には、中国国内に居住するが中国国籍を有しない者が含まれる。

## 2. 化粧品オンライン経営監督管理弁法<sup>4</sup>

国家医薬品監督管理局、2023年3月31日公布、2023年9月1日施行、部門規範性文書

国家医薬品監督管理局は、化粧品のオンライン経営行為及び化粧品 EC 経営者に対する規制をより明確にするために、2022年8月16日に「化粧品オンライン経営監督管理弁法(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)を公示し<sup>5</sup>、意見募集を経て、2023年3月31日に「化粧品オンライン経営監督管理弁法」(以下「本弁法」という。)を正式に公布した。

本弁法は、全体的には意見募集稿の構造及び内容を維持しているが、注目に値する変更点としては、化粧品 EC プラットフォーム経営者のリスクコントロール措置の関連義務の調整(詳細は下表)が挙げられる。

| 事由                                | 意見募集稿における関連義務  | 本弁法における関連義務  |
|-----------------------------------|--|--|
| プラットフォーム内化粧品経営者の一般違法行為を発見した時      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 商品ページの削除、遮断、リンクのブロック等の必要な措置で違法行為を阻止する。</li> <li>② 違法経営行為の疑いのある証明資料を保存する。</li> <li>③ 違法行為主体の情報や違法行為の関連状況説明、講じられた関連措置等の情報を省レベル医薬品監督管理部門に転送する。</li> </ul>  | 左記義務のうち、①は維持され、②、③は削除された。  |
| プラットフォーム内化粧品経営者の重大違法行為を発見した時      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① プラットフォーム内化粧品経営者に対する EC プラットフォームサービスを停止する。</li> <li>② 15 日以内に措置の結果を省レベル医薬品監督管理部門に報告する。</li> </ul>  | 左記義務のうち、①は維持され、②は削除された。  |
| 発見された違法行為において、製品の品質安全に係る重大情報がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 10 日以内に以下の情報を省レベル医薬品監督管理部門に転送する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違法行為主体の情報</li> <li>● 違法行為の関連状況説明</li> <li>● 講じられた関連措置等</li> </ul> </li> <li>② 15日以内に違法経営の疑いがある行為、講じられた関連措置について書面にて省レベルの医薬品監督管理部門に報告する。</li> </ul> | 左記義務のうち、①は下記の内容に変更され、②は削除された。<br>10 日以内に以下の情報を省レベル医薬品監督管理部門に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違法行為主体の情報</li> <li>● 関連する製品の情報</li> <li>● 品質安全に係る重大情報の関連状況説明</li> <li>● 講じられた関連措置等</li> </ul> |

## 3. アフター・コロナにおける経済回復の政策・措置

2022年12月頃から、中国では新型コロナ関連対策が大幅に緩和され、実質的にアフター・コロナ時代に突入し、社会全体の注目が再び経済成長に戻った。2023年4月に、中央政府・地方政府は、下記を含む一連の経済回復の政策・措置を打ち出した。

### (1) 対外貿易の規模安定化・構造最適化の推進に関する国務院弁公庁の意見<sup>6</sup>

国務院弁公庁、2023年4月11日公布、同日施行、国務院規範性文書

2023年4月11日に、国務院は、対外貿易の規模安定化・構造最適化の推進に関する国務院弁公庁の意見を公布し、(I)貿易の強化及び市場開拓の促進、(II)重要な製品の輸出入規模の安定・拡大、(III)財政・金融サポートの強化、(IV)対外貿易のイ

<sup>4</sup> 中国語: 化妆品网络经营监督管理办法

<sup>5</sup> 詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年9月15日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>6</sup> 中国語: 国务院办公厅关于推动外贸稳规模优结构的意见

ノベーションに基づく発展の加速、(V)対外貿易の成長環境の最適化、(VI)組織による実施の強化という 6 つの角度から、19 の措置を規定した。そのうち、外資企業に関わる措置は、主に以下のものが挙げられる。

- ① ビジネスパーソン移動の容易化
- ② 大型セット設備企業の国際提携水準の向上
- ③ 先端技術設備の輸入の拡大
- ④ 越境決済サービスの最適化
- ⑤ 越境 EC の健全かつ持続的なイノベーション・成長の推進
- ⑥ 貿易利便化水準の向上
- ⑦ 自由貿易協定の機能の更なる活用

## (2) 横琴・粵・澳深度合作区奨励類産業目録<sup>7</sup>

国家発展改革委員会、2023 年 3 月 23 日公布、同日施行、部門政策文書

広東省・香港・マカオの協力モデルを模索する動きの 1 つとして、広東省珠海市の横琴島に位置する横琴・粵・澳深度合作区(以下「**合作区**」)が 2021 年 9 月 5 日に設立された。合作区の設立から約 1 年半経った 2023 年 4 月 3 日に、国家発展改革委員会は、そのホームページにおいて「横琴・粵・澳深度合作区奨励類産業目録」(以下「**本目録**」)を掲載した。

本目録は、下記の 5 つの分野に及ぶ、計 185 項目の、合作区において適用される奨励類産業を定めている<sup>8</sup>。

- ① 科学技術研究開発及びハイレベル製造産業(集積回路、AI、エネルギー、デジタル、インターネット、通信技術等の開発・利用等)
- ② 漢方医・漢方薬等のマカオのブランド工業(先端農業技術の漢方薬材の栽培・養殖への利用、漢方薬等の研究開発等、新型ワクチン・重大な疫病の防止治療用ワクチンの開発・生産、新型医療設備の開発・利用等)
- ③ 文化・旅行・エキシビジョン・商業貿易産業(放送・テレビ番組等の創作・制作等、デジタルコンテンツ製品等の創作等、旅行関連施設の開発経営等、専門知識サービス等の提供等)
- ④ 現代金融産業(証券・基金、保険、リース等)
- ⑤ その他の産業(教育、医療、シルバー・育児・家政サービス、都市における交通等のインフラの運営・建設等)

## (3) 外資誘致・利用の強化に関する上海市の若干措置<sup>9</sup>

上海市人民政府、2023 年 4 月 3 日公布、同月 6 日施行、地方政策文書

2023 年 4 月 3 日、外国投資家の重要な投資先として、上海市は、「外資誘致・利用の強化に関する上海市の若干措置」を公布し、(I)高水準の対外開放の推進、(II)外資誘致エネルギーレベルの向上、(III)外資発展要素へのサポートの強化、(IV)外商投資サービスの最適化という 4 つの角度から、20 の措置を提示し、かつ、担当する政府部門をも明確にした。重要と思われる措置及び各措置の主な内容は、以下のとおりである。

| 重要と思われる措置             | 主な内容   |
|-----------------------|--|
| ① 外商投資産業構成の最適化        | 先端製造、現代サービス、ニューハイテク及び省エネルギー・環境保護等の分野への投資を誘導し、集積回路、生物医薬、人工知能の 3 つの先端産業、電子情報、生命健康、自動車、先端設備、先端材料、ファッション消費財の 6 つの重点的産業並びに新たな競争分野産業及び未来産業への投資増加の奨励等 |
| ② 外資地域本社企業の品質向上及び機能増加 | 多国籍企業の上海での統括拠点設置への奨励など   |
| ③ 外資研究開発センターの発展加速     | 土地、設備、インフラ等の要素の保障の強化、ニューハイテク企業認定の申請に対  |

<sup>7</sup> 中国語: 横琴粵澳深度合作区鼓励类产业目录

<sup>8</sup> なお、国レベルで外商投資の参入に別途規定がある場合には、当該規定に従う必要があるとされている。

<sup>9</sup> 中国語: 上海市加大吸引和利用外资若干措施

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| の推進                               | する案内・サービスの強化等   |
| ④ 上海国際消費センター都市建設への外資参与の奨励         | 一部の重点的なビジネスプロジェクト建設への参与のサポートなど                            |
| ⑤ 外資プロジェクトの実施に対するサービス保障の強化        | 全面的な要素保障及び全過程のトラッキングサービスの強化など                             |
| ⑥ 外資プロジェクトの実施に対する財政・租税に対するサポートの強化 | 外国投資者による配当を用いた直接投資に対する源泉徴収の暫定的不徴収政策の実行、政策利便性の向上等          |
| ⑦ 越境投資・融資の利便化                     | 適格外国人有限責任組合員(QFLP)制度の試行的な実施など                             |
| ⑧ 外国人の越境往來の利便化                    | 外国高度人材(A 類)及び外国専門人材(B 類)の認定範囲の拡大、仕事・在留関連の証明発行手続きの簡素化等     |
| ⑨ 外商投資企業の貿易エネルギーレベル向上に対するサポート     | RCEP 関連の優遇措置などのコンサルティングサービスの提供など                          |
| ⑩ 政府・企業間連絡サービスメカニズムの強化            | 上海市政府上層部と多国籍企業との連絡ルートの確保、外商投資企業に対する政策説明等                  |
| ⑪ 外商投資の法的権益の保護                    | 苦情申立センターの活用、外商投資企業の平等的な取扱い等                               |
| ⑫ 知的財産保護レベルの向上                    | 快速協同保護メカニズムの確立、知的財産権侵害懲罰的賠償制度の徹底的な施行、税関による知的財産権保護特別行動の展開等 |

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 